

(公 示 用)

令 和 4 年 度 施 行

業 務 説 明 書

業務名 : 令和4年度 厚別区冬みち地域連携事業補助業務

厚別区 土木部 維持管理課

業務名 令和4年度 厚別区冬みち地域連携事業補助業務

一金	内訳	業務委託料	円也
		業務価格	円
		消費税等相当額	円

業 務 説 明

1 業務目的

本業務は、地域が抱える除排雪に関する課題の解決に向け、地域力を組み合わせて地域の実情に沿った各種取組を展開する「冬みち地域連携事業」のうち、小学生を対象とした雪体験授業の実施の補助を行うものである。

2 業務概要

雪体験授業の企画・準備と実施の補助

3 履行期間

契約締結日から 令和5年2月28日まで

4 成果品

報告書(製本1部及び電子媒体1部)

5 仕様書

別添のとおり

令和4年度 厚別区冬みち地域連携事業補助業務 仕様書

1 業務目的

本業務は、地域が抱える除排雪に関する課題の解決に向け、地域力を組み合わせて地域の実情に沿った各種取組を展開する「冬みち地域連携事業」のうち、小学生を対象とした雪体験授業の実施の補助を行うものである。

雪体験授業とは、将来のまちづくりを担う子どもたちが札幌の雪対策や冬の暮らしに関心を持ち、除雪に対する意識が浸透するよう、小学生を対象に授業を行うものであり、市職員が除雪について説明する出前授業（従来型の出前講座の小学生版）に加えて、冬の暮らしに係る様々な体験学習を併せた総合学習である。今年度は区内全13校で実施を予定している。

2 業務内容

(1) 雪体験授業の企画・準備

過年度成果等を参考に、体験学習メニューに応じた雪体験授業の企画立案及び資料作成等の準備を行う。

今年度実施を予定している体験学習メニューは下記のとおりである。なお、このほかに除雪機械試乗（見学）体験の実施も予定しているが、この企画・準備は本業務の対象外とする。

①密着！除雪センター24時（11校で実施予定）【過年度実績あり】

除雪センターの仕事を時間帯や役割分担別にクイズにし、児童がその役割になったつもりで回答することで、24時間開設の理由や仕事内容、仕事の工夫等の理解を深める。

②ペットボトル砂詰め体験（1校で実施予定）【過年度実績あり】

滑り止め砂をペットボトルに詰めた砂入りペットボトル（コロバーズボトル）作製や砂撒き活動を通して、通行人の安全に寄与することを体験する。

③除排雪作業体験（1校で実施予定）【過年度実績なし】

除雪・運搬排雪・雪たい積場にグループ分けをして、手作業で除雪作業の仕組みを体験する。また、札幌市の雪対策キャラクター「ゆきだるマン」の雪像製作を想定している。

※実際の授業内容は、各小学校との打合せや気象状況によるものとする。

※②で使用する砂、③で使用する除雪用具は貸与を予定している。

(2) 出前授業の実施

出前授業の運営として、授業の準備、当日の写真撮影、意見や質問の記録、片付け等を行う。人数は1回当たり1人を標準とし、作業時間は概ね1時間半とする。

(3) 体験学習の実施

事前の打合せのほか、当日の運営として準備、進行、写真やビデオの撮影、意見や質問の記録、片付け等を行う。人数は1回当たり1人を標準とし、作業時間は概ね1時間半とする。

(4) 雪体験授業実施補助員

上記(2)(3)の実施補助として、1回あたり3人の補助員を追加する。過年度に実施したゆきだるまの着ぐるみ着用等を含むことを想定している。

3 実施日程等

現時点における雪体験授業の実施日程は下記のとおりであるが、今後の各小学校との打合せや社会情勢等により、変更となる可能性がある。

No.	日程	校時	学年	クラス数	体験授業メニュー
1	11/15 (火)	3～4	4	2	密着！除雪センター24時
2	11/22 (火)	3～4	4	2	密着！除雪センター24時
3	11/24 (木)	3～4	4	2	密着！除雪センター24時
4	11/25 (金)	3～4	4	2	密着！除雪センター24時
5	11/28 (月)	3～4	4	4	密着！除雪センター24時
6	11/29 (火)	3～4	4	1	密着！除雪センター24時
7	11/30 (水)	5～6	4	2	密着！除雪センター24時
8	12/2 (金)	3～4	4	2	ペットボトル砂詰め体験
9	12/7 (水)	3～4	4	2	密着！除雪センター24時
10	12/8 (木)	5～6	4	2	密着！除雪センター24時
11	12/9 (金)	3～4	4	1	密着！除雪センター24時
12	12/13 (火)	3～4	4	2	除排雪作業体験
13	12/15 (木)	3～4	4	3	密着！除雪センター24時

※連続した2校時で、出前授業・上記体験授業・除雪機械試乗（見学）体験を実施することを基本とする。

4 成果の報告

雪体験授業の資料及び記録を整理するとともに、課題や改善等を取りまとめた報告書を作成する。報告書は製本1部及び電子媒体（DVD-R等）1部とする。

5 環境に配慮した業務履行

本業務を遂行するに当たっては、以下の事項に配慮すること。

- (1) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (2) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (3) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (4) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

6 その他

- (1) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。
- (2) 本業務に伴い制作したイラスト、キャラクター、マーク及び図表等の各種デザインを含む一切の著作権は本市に帰属するものとし、受託者は本業務の成果に対する著作権を本市に無償で譲渡するものとする。
- (3) 疑義が生じた場合及びこの仕様書に定めのない事項については、本市との協議により定めるものとする。

別記「個人情報取扱注意事項」

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。